KC#398

KC ID 398　3 章 6 節 2.3.1　高張力鋼との結合

本規定によると、強力甲板又は船底外板に溶接される構造部材は、強力甲板又は船底外板と同一の高張力鋼とする必要があります。同じ規定が、縦強度に寄与する主要支持部材のウェブに溶接される連続しり縦通防撓材に適用されます。
しかしながら、どの部材に本規定を適用するのか明確でありません。本規定に関する理解として、下記表にまとめたものは正しいかどうか確認願います。

高張力鋼の結合に対するまとめ

項目		適用
1. 縦強度に寄与しない縦部材		
(a) 縦通ハッチコーミング（長さが 0.15L 未満）	ウェブ	適用
	頂板	?
(b) 端部ブラケット	ウェブ	?
	面材（あれば）	?
(c) ガッターバー、甲板開口の補強部材、ビルジキール	ウェブ	適用
	面材（あれば）	?
2. 縦強度に寄与する部材		
(a) 縦通ハッチコーミング（長さが 0.15L 以上）	ウェブ	非適用
	頂板	非適用
(b) ストリンガー及びガーダー	ウェブ	非適用
3. 主要部材のウェブに溶接される部材		
(a) 縦強度に寄与しない主要支持部材のウェブに溶接され、かつ、非連続の縦通防撓材	ウェブ	非適用
	面材（あれば）	非適用
(b) 縦強度に寄与する主要支持部材のウェブに溶接され、かつ、非連即の縦通部材	ウェブ	非適用
	面材（あれば）	?